

令和3・4年度
名護市入札参加資格審査申請要領
【建設工事】

市内業者・追加申請用
(名護市内に本店のある事業者)

名護市総務部工事契約検査課

本市が発注する建設工事について、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの期間に競争入札に参加しようとする者は、この要領により申請書を提出してください。

1 入札参加資格

入札参加資格審査に申請できるのは、次に掲げる要件の全てを満たしている者とします。

- (1) 申請時において、建設業の許可を受けていること。
- (2) 申請する業種について、申請時において有効期限のある経営事項審査を受けていること。
- (3) 本店が名護市に住所を有してから1年以上経過したことが確認できる者であること。(登記簿又は国税事務所への開業届出書等の公的書類により事業者として現に営業していたか確認します。)
- (4) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (5) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。(個人事業所で、従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。)
- (6) 雇用保険に加入していること。(従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。)
- (7) 建設業退職金共済に加入していること。
- (8) 建設業労働災害防止協会に加入していること。(加入免除されている業種を除く。)
- (9) 名護市市民税等に滞納がないこと。(個人、法人及び法人の代表者含む。)
 - ① 市県民税(特別徴収・普通徴収)
 - ② 法人市民税
 - ③ 固定資産税
 - ④ 国民健康保険税(該当者のみ)
- (10) 申請する業種について、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における年間平均(2年又は3年)完成工事高があること。ただし、当該通知書の完成工事高が土木一式工事、建築一式工事、管工事、電気工事及び造園工事の5業種については500万円以上、水道施設工事については100万円以上、それ以外の工事では10万円以上であること。
- (11) 申請する業種について、常勤の技術者がいること。ただし、「技術者資格区分コード表(県内工事)」に記載のある業種については、それぞれ同表にある技術者(「水産工学士」及び「建築積算士」を除く。)が常勤でいること。
- (12) 名護市暴力団排除条例(平成23年条例第7号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接に関係を有する者ではないこと。
- (13) 労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること。(市内業者のみ)
(一人親方等の雇用主においても健康診断を実施していることを要件とします。)

※建設業の許可を得ている工種でも、経営事項審査を受けていない工種は申請できません。

※「営業を開始して1年以上」とは、これまで建設業の許可を受けなくて営業していた期間も含めて、1年以上です。

2 事務所の条件及び所在地区分

- (1) 申請する事務所は、次の各号の要件を備えていること。
 - ①契約、見積、入札等について実質的な業務が行えること。
 - ②看板及び建設業法で定める標識が設置され、かつ、机等の備品類、電話、コピー機、パソコン等の事務機器類等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
 - ③本市からの問い合わせ等について対応できる従業員が常勤していること。
 - ④事務所の建物が建築基準法等の法令等に違反していないこと。

(2) 下記①を本申請要領の所在地区分とします。

①市内業者：名護市に本店を有してから1年以上経過している事業者

※次の事例に該当する場合は事業所として認められません。

- ・申請された事務所が単なる住居で、営業の実態を確認できない。又は申請された所在地とは異なる場所に事務所が設置されている。
- ・申請された電話番号では連絡が取れない、又は転送により別の事務所に繋がる。
- ・複数の事業所（名護市建設工事等入札参加業者）が明確な区分なく営業を行っている。

3 登録の取消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消します。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
- (2) 事務所の実態調査に応じないとき。
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき
- (4) 提出書類に記載不備があるとき、又は不足書類の要求に応じないとき。

4 その他

- (1) 登録後、申請内容の変更（特に技術者の増減、経営事項審査の更新及び建設業許可事項の更新等）が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出すること。建設業許可又は経営事項審査の有効期限が切れている場合は指名できませんので注意してください。
- (2) 技術者は常勤であることを原則とし、他業者との重複登録は認めません。
- (3) 各事業所の実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (4) 今回の追加申請は、「1 入札参加資格」、「2 事務所の条件及び所在地区分」及び次の「※要件」を満たす場合に限り、受け付けます。

※法人については登記簿、個人事業者については個人事業者開業届出書により、本店が名護市に住所を有してから1年以上経過したことが確認できる業者

5 提出書類

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Kouji)	メールにて提出【注1】 印刷して申請書に添付【注2】	○	○
2	誓約書及び同意書	データで提出する必要はありません。印刷した用紙のみ提出してください。	○	○
3	経営規模等評価結果通知書・総合評 定値通知書（写し）	提出日現在で有効期限内にある もの	○	○
4	建設業許可通知書（写し）	提出日現在で有効期限内にある もの	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
5	法人→登記簿謄本 個人→個人開業届出書 (両方写し可)	法人事業所及び個人事業者	○	○
6	身分証明書 (写し可) ※市町村で発行する証明書	個人事業所のみ 本籍地の市町村で取得	×	○
7	印鑑証明書 (写し可)	法人：登記した会社印 個人：代表者の印鑑証明書	○	○
8	専任技術者証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し	「入札参加希望工種入力表」に記載した専任技術者の証明書を提出	○	○
9	「技術職員有資格者名簿」に記載のある常勤の技術職員の保有資格の合格証明書の写し、免状の写し又は登録証の写し	土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、造園工事業又は水道施設工事業の6業種に申請する場合で、「技術者資格区分コード表(県内工事)」に記載されている申請業種に係る資格のみ提出 ※技術士は選択科目まで記載された証明書を提出	○	○
10	(1) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書(写し) (2) 雇用保険被保険者証(写し) ※(1)・(2)のうちいずれかを提出	従業員人数及び技術者の所属確認のための書類 ※個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は(2)を提出 ※証明書類等で雇用の確認以外の報酬額・税額等の項目については、塗りつぶし可	○	○
11	「技術職員有資格者名簿」に記載のある職員の内、名護市在住者確認欄で「○」を記入した方の市在住者であることを証明する書類の写し	名護市内在住職員確認のための書類 住所証明書類等(写し可) (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類	○	○
12	労働保険証明願(写し)	No. 3「総合評定値通知書」で加入「無」となっている場合のみ提出	○	○
13	名護市の市税(法人)完納証明書(写し可)	名護市税に未納税額がないことの証明書を提出(法人事業所のみ)	○	×
14	名護市の法人市民税納税証明書(写し)	名護市の法人市民税の申告及び納税を確認するために提出(直近2年分)	○	×

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
15	代表者市税完納証明書（写し可）	名護市に納税義務がある場合のみ提出。 代表者に納税義務のある全ての市税が対象になります。	○	○
16	代表者の現住所確認書類（写し可）	住民票抄本、運転免許証の写し等 代表者の現住所が分かる書類を提出	○	○
17	国民健康保険税完納証明書（写し可）	社会保険加入者除く。	△	△
18	建設業退職金共済事業加入・履行証明願（写し）	No. 3「総合評定値通知書」で加入「無」となっている場合のみ提出	○	○
19	建設業労働災害防止協会加入証明書（写し）	加入免除されている業種を除く。	○	○
20	障害者雇用状況報告書（雇用義務のある事業所のみ・写し）	公共職業安定所長への報告書 令和3年6月1日現在の状況	○	○
21	障害者手帳の写し又は療育手帳の写し及び在籍が確認できる書類の写し（年末調整・健康保険及び厚生年金保険に係る標準報酬の決定を通知する書面等）	障害者雇用義務のない事業所で、 令和3年6月1日時点で障害者を雇用している場合	○	○
22	ISO、エコアクション21の認証取得を示す登録証の写し（登録を受けている者のみ）	日本語表記の登録証を提出	○	○
23	ボランティア活動を証明するもの	※無償奉仕によるものに限る。 ※新聞等の写し又は公的機関等からの証明書であって、事業所名が確認できるもの ※人員を動員した活動が複数回ある場合は、最高4件まで加点	○	○
24	市内の建設業関連団体加入の証明書	団体からの加入証明書を提出 ※発注者別評価点の説明資料に定める「その他団体」に加入する者は次の書類を提出 (1) 団体の規約、会則等 (2) 加入業者名簿 (3) 活動実績報告書（任意様式）	○	○
25	健康診断実施の有無を確認する書類 ※一人親方等の雇用主についても提出すること。	(1) 労働安全衛生法に定める健康診断に関する申出書 (2) 受診者リスト (3) 定期健康診断結果報告書（労働基準監督署に提出している場合）	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者	
			法人	個人
26	通知送付用封筒（定形）	84円切手貼付、宛名を記入 ※切手が貼られていない場合は、通知を送付しません。	○	○
27	書類チェックリスト・受付票	提出書類の確認のため、申請者欄に「○」等を記入 受付票は受領印押印後 F A X で送信します。	○	○

備考 提出書類のうち公共機関が証明する各種証明書については、申請日において発行日から3か月以内であるものを提出してください。

6 受付期間

(1) 受付期間：令和3年12月1日（水）～令和3年12月24日（金）※当日消印有効

7 提出方法及び提出部数

- (1) エクセルデータ (Nago_KenNai_Kouji) をメールで送信 ※【注1】を参照
(2) 申請書類等（1部）を郵送で提出 ※令和3年12月24日消印有効 ※【注2】を参照

【注1】 エクセルデータ (Nago_KenNai_Kouji) の提出方法（メール）

名護市ウェブサイトアクセスし、申請書類のうち、「Nago_KenNai_Kouji」のエクセルファイルをダウンロードする。



入力手引書に従いエクセルファイルに必要事項を入力し、パソコンに保存する。
・ファイル名「Nago_KenNai_Kouji」や拡張子を変更しないでください。



メールを次のとおり作成する。

- ①メールの件名
・市内業者：市内工事入札参加登録データ（業者名）
- ②メールの本文欄
・担当者名及び連絡先を入力してください。



エクセルファイルを添付し、メールを送信する。

送付先アドレス **sinsei@city.nago.lg.jp**

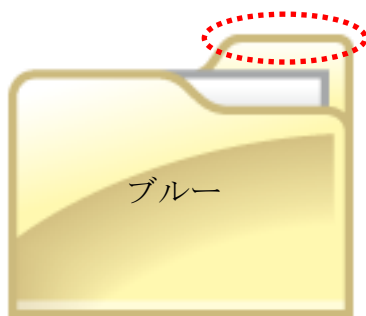
↑（「LG」の小文字です。）

- ・紙に出力したエクセルファイルと、メールで送信したデータに相違がある場合、データに入力されている内容で登録します。
- ・エクセルデータをメールに添付する前に最新のウィルス対策ソフトにてウィルスチェックを行ってください。
- ・メールを送信する際は「Nago_KenNai_kouji」のエクセルファイルのみ添付して下さい。ダウンロードしたその他のファイルはデータで提出する必要はありません。

【注2】申請書類の提出方法

「5 提出書類」のNo.1～25を番号順に並べて、A4サイズ、タテ向きで左側閉じに2箇所穴を開け、綴りひもで綴じ、持出しフォルダーに入れてください。No.26及び27は綴らずに提出して下さい。持出しフォルダーは次の色を使用してください。

- ・市内業者：ブルー（例 コクヨ A4-CFB）



← この部分（両面（内側・外側））に、会社名を記載してください。（シール可）
フラットファイルではなく、マチ付きの持出しフォルダに入れて提出してください。

8 提出先・問合せ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市 総務部 工事契約検査課
電話 0980-53-1212（内線189/255）